

## 第 29 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 16 時 00 分から午後 17 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町役場 2 階会議室

3 出席委員 農業委員（4 人） 会長 3 番 内藤 仁  
会長職務代理者 2 番 諸橋 清隆  
委員 1 番 岡田 美由紀  
4 番 丸山 百合江

農地利用最適化推進委員（5 人） 田口 正明  
加藤 和一  
丸山 国夫  
田口 貞夫  
服部 隆

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

第 3 議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願について

第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について

第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（受け手の移転）に関する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 内藤 良治

事務局係長 田口 賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 29 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席で、総会は成立していますのでこのまま進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委

員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、1番 岡田委員、4番 丸山委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口係長を指名いたします。

議長 諸般の報告をさせていただきます。

○地域別農業委員会会長・事務局長会議

期 日：令和8年2月19日

会 場：上越市 ラポート十日町

出席者：内藤会長、田口係長

議長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。農地法第18条第6項の規定による通知について、2件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 申請番号1,2は借受人をファーム天領に変更するための合意解約となります。なお、元借受人はファーム天領の構成員です。ファーム天領への権利設定は後の議案第3号でお諮りします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。  
農地法の適用を受けない事実確認願について、1件の申請がありました。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 当該農地の所有者は故人の未相続農地ですが、戸籍照会により申請者が相続関係人であることは確認済みです。

申請地の登記地目および課税地目は畑となっておりますが、現地は原野化しており数十年は耕作をしていないとのことでした。丸山委員とともに現地を確認したところ、立地が悪い狭小な農地であり、再生も不可能であると考えられます。非農地の判定につきましては、新潟県農地部長通達「農地の転用と地目変更事務の取扱いについて（平成15年2月19日農管第475号）」2のアの（オ）【災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの】に該当すると判断いたしました。

説明は以上です。

議長 本案件について担当地区の委員は、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4番 2月10日に事務局と一緒に現地調査をいたしました。現地は先ほど事務局の説明したとおりで、非農地と判定するのが妥当であると思われます。

議長 ただいま事務局、担当委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

2番 現地は確認のために草を刈ったのか？

事務局 草刈りはしていません。若干ひらけた場所でありました。

議長 そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第1号について許可します。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局

議案第2号について説明します。

農地法第4条の規定による許可申請について、2件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局

番号1については、申請人及び代理人からの聞き取りや始末書の内容によると、時期は不明ですが先代以前の頃から当該農地に居宅が建設され、さらにその手前を駐車場として利用していたとのことでした。当事者は亡くなっており、申請人が前所有者からこの度相続し、無断転用であったことが判明したようです。始末書の内容からは以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

なお、判断基準から見た当該地番は農用地区域外かつ地域計画区域外であり、第2種農地の中の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

番号2については、申請人及び代理人からの聞き取りや始末書の内容によると、当該土地は今から30年以上前に先代の頃より、農地法の許可を得ることなく建設し、畜舎兼作業小屋として利用したり他者へ貸し出したりしていたとのことでした。当事者は亡くなっており、また申請人も農地法に関する知識が無く、手続きを必要とすることが分からなかったため、結果として無断転用したことになったということです。始末書の内容からは以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

なお、判断基準から見た当該地番は農用地区域外かつ地域計画区域外であり、第2種農地の中の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

議長

本案件につきましては、担当地区の委員は現地の状況等の補足がありましたら説明をお願いします。

4番

2月10日に番号1および番号2の現地確認をし、現地は議事資料の写真のとおりとなっております。なお、降雪により不鮮明だった箇所は、航空写真でも確認しております。事務局からの説明のとおり、始末書の内容からも、申請人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、申請地につきましては2件とも、農用地区域外かつ地域計画区域外の生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われれます。以上です。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

2 番 　　番号1の町裏6-21は建物と関係ないのか。

事 務 局 　　町裏6-21は、建物はかかっていますが、駐車場として使用するために砂利が敷設されていました。わかりづらいですが、雪をかきわけて砂利を確認している様子を議事資料に示しております。

議 長 　　そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 　　ご異議がないものと認め、議案第2号について許可します。

議 長 　　続きまして議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　それでは議案第3号について説明します。

本件は中間管理機構を通して新たに契約を締結するものです。町が促進計画案を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされており、町当局から意見聴取の依頼を受けているところです。従いまして、計画案に対して意見等がなければ、「意見なし・適当」の旨を回答することをお諮りするものです。

事 務 局 　　【議案書に基づいて内容を説明】

議 長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

3 番 　　番号23,24の契約期間が5年だが理由があるのか。

事 務 局 　　番号23,24の現耕作者から、長くは耕作を続けずに規模を縮小する見込みとの申し出がありました。令和8年もしくは9年までやって、その後は別の耕作者に譲りたいということです。そうなった場合は受け手の移転手続きを取り

ますが、なるべく短い期間で契約したいという希望でしたので、契約期間は5年となっております。

2 番 後任の受け手の見込みはあるのか。

事務局 該当農地は大字馬草地内であり、大規模農家が2件ありますので、そのどちらかが後任になると思われます。現耕作者より調整していただいています。

議長 そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第3号について承認します。

議長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(受け手の移転)に関する意見について、事務局より説明願います。

事務局 議案第4号について説明します。

中間管理機構に貸し出されている農地について、現受け手から新受け手へ権利を移転するものです。議案第3号と同様に、町当局から意見聴取の依頼を受けているところです。従いまして、計画案に対して意見等がなければ、「意見なし・適当」の旨を回答することをお諮りするものです。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第4号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第4号について承認します。

議 長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 では、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第29回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和8年2月24日

議 長 ⑩

議事録署名委員  
1 番 ⑩

議事録署名委員  
4 番 ⑩